浜松市会計年度任用職員募集案内

次のとおり、浜松市の会計年度任用職員を募集します。

令和８年１１月５日
浜　松　市　役　所

1　勤務場所・業務内容・任用予定人数

区分	番号	主な勤務場所・業務概要等	予定人員
AD	1	**国際課‥翻訳、通訳その他の国際化対応業務** ・ポルトガル語の通訳・翻訳などができ、パソコンの基本操作（エクセル・ワードの入力等）ができる人	１人程度
	2	**中央福祉事業所生活福祉第一課(西行政センター)…ポルトガル語通訳・翻訳業務** ・ポルトガル語の通訳・翻訳などができ、パソコンの基本操作（エクセル・ワードの入力等）ができる人	１人程度
	3	**中央区区民生活課…証明発行等業務（ポルトガル語の通訳・翻訳等業務）** ・ポルトガル語の通訳・翻訳などができ、パソコンの基本操作（エクセル・ワードの入力等）ができる人	１人程度
	4	**東行政センター…証明発行等業務（ポルトガル語の通訳・翻訳等業務）** ・ポルトガル語の通訳・翻訳などができ、パソコンの基本操作（エクセル・ワードの入力等）ができる人	１人程度

※市内全域の各施設に勤務する場合があります。

2　応募資格

「主な勤務場所・業務概要等」欄にある応募資格を満たす人で、次のいずれにも該当しない人とします。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
（２）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
（３）選考日時点において、浜松市会計年度任用職員として任用待機中の人、又は任用されている人
（ただし5年目の任期を令和９年 12 月末日までに満了する方は受験することができます。）

※任用期間中に同一の募集業種の選考を受けられる機会は１回のみです。
※同一年度内に同一の募集業種の選考を受けられる機会は１回のみです。

3　選考内容・日時等

選考	（1）　内　容　　書類選考、筆記選考、面接選考（模擬通訳含む） （2）　日　時　　令和8年１２月7日（月）午後1時３０分から （3）　場　所　　浜松市中央区元城町１０３－２ 浜松市役所　本館3階　３２会議室

4　受付期間・応募手続

提出書類	（1）　応募用紙 （2）　履歴書･自己紹介書
申 込 先	上記書類を、浜松市役所総務部人事課へ持参もしくは郵送してください。 郵送の場合は、１１０円切手を貼り、あて先等を明記した返信用定形封筒を必ず同封してください。 【送付先】〒４３０－８６５２ 浜松市中央区元城町１０３－２　浜松市役所総務部人事課
受付期間	・　令和8年１１月5日（木）から１１月２６日（木）まで （ただし、土・日曜日、祝日を除く。） ・　受付時間は、午前8時３０分～午後5時１５分 （ただし、正午～午後１時００分を除く。） ・　郵送の場合は、当日（１１月２６日）消印有効
整 理 票	・提出書類の受付時に交付します。郵送での応募者で、令和8年１１月３０日（月）までに届かない場合は、人事課へお問い合わせください。

5　報酬等

報酬額：159,400円／標準月額

このほか通勤経費、期末・勤勉手当を支給します。（**報酬額等は改定される場合があります。**）

社会保険等については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

6　勤務時間

勤務時間は、４週間を平均して**１週間当たり３０時間**です。また、勤務場所により土・日曜日の勤務があるなど勤務形態が異なります。

7　任用期間等

（1）　選考の結果採用候補者名簿に登載された人は、原則として**令和9年4月1日から令和１０年4月1日まで**の間を任用開始日として本市の会計年度任用職員として任用します。

（2）　会計年度任用職員の任用期間は、原則として採用の日から同日の属する年度の末日までとします。ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。

（3）　任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

8　その他

（1）　会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
　地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

（2）　採用後、一部の業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

（3）　選考内容については、お答えできませんのでご了承ください。

（4）　提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。

（5）　ご自分の任用選考の成績及び結果についてお知りになりたい方は、合格発表日以後１年間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限ります。）。様式は問いませんので、整理番号、氏名、生年月日、住所あるいは帰省先の住所及び電話番号を記載した「成績開示希望」と書いた書面により、あて先を明記し切手を貼った返信用封筒（定形）を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送により申請してください。

（6）　採用選考の際にハラスメントを受けた場合にはハラスメントに関するご相談は次のいずれでも受け付けます。男女雇用機会均等法に基づく求職活動等における本市のルールを本市ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。
- 人事委員会事務局（℡　053-457-2202）
- 総務部人事課　　（℡　053-457-2081）

（7）　この募集案内、応募用紙及び履歴書･自己紹介書は、市ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

ＨＰトップ
→　「職員募集」検索

《問い合わせ先》
〒４３０－８６５２
浜松市中央区元城町１０３－２
浜松市役所総務部人事課
℡０５３－４５７－２０８１